

奈良県告示第三百三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び葛城市市民生活部環境課（葛城市柿本一六六番地）において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
大同薬品工業株式会社 代表取締役社長 高橋 豊
葛城市新村二一四番地一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
大同薬品工業株式会社
葛城市新村二一四番地一
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号に掲げる飲料製造業の用に供する洗浄施設四基（新設三基）（以下「A施設」という。）、同表第十号ニに掲げる飲料製造業の用に供するろ過施設三基（以下「B施設」という。）及び同表第四十七号ロに掲げる医薬品製造業の用に供するろ過施設三基（以下「C施設」という。）
特定施設の能力	処理能力 五十mL〜百mL×五百瓶／分（A施設）

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量(単位 m ³)	排出の値									
	排出の通常			排出の最大			排出の平均			
浮遊物質 (SS) (単位 mg/l)	C施設	B施設	A施設	C施設	B施設	A施設	C施設	B施設	A施設	
	六三	一二	九二・三	四〇	四〇	〇・五〇	四七〇〇	四七〇〇	一・三〇	五八〇〇
	七三	一二	九二・三	六〇	六〇	〇・五〇	五三〇〇	五三〇〇	一・三〇	六六〇〇

五 汚水等の処理方法に関する事項
 処理施設の種類 公共下水道への接続
 六 排出水の汚濁状態及び量

項目	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数)	五・八〇八・六	五・八〇八・六

排水の量 (単位 m ³ /日)	排水の汚濁状		
	浮遊物質 (SS) (単位 mg/l)	化学的酸素要求量 (COD) (単位 mg/l)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位 mg/l)
二六七	○・五未満	一・九	○・五未満
二六七	○・五未満	一・九	○・五未満